

健福第1057号
令和2年9月28日

関係医療機関（病院・有床診療所）の管理者 様

千葉県健康福祉部健康福祉政策課長
（公印省略）

非稼働病棟に係る調査について（依頼）

本県の医療行政の推進につきましては、日頃から格別の御高配を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、県では、平成30年2月7日付け医政地発0207第1号、厚生労働省医政局地域医療計画課長通知「地域医療構想の進め方について」に基づき、県内医療機関の非稼働病棟の調査結果を各地域の地域医療構想調整会議で協議し、地域の合意形成を図っています。

つきましては、下記のとおり調査を実施しますので、業務多忙のところ恐縮ですが、調査に御協力いただきますようお願いいたします。

なお、本通知は「令和元年度病床機能報告」等において、過去に非稼働病棟を有すると報告のあった医療機関に送付していますことを申し添えます。

記

1 調査票

「別紙1」をご提出ください。

調査票は以下の県ホームページからダウンロードできます。

<https://www.pref.chiba.lg.jp/kenfuku/keikaku/kenkoufukushi/chikiiryokousou.html>

ダウンロードが困難である場合、以下アドレスに調査票の送付について御連絡ください。

2 提出期日

令和2年10月16日（金）

3 提出方法

電子メールで御提出ください。

（アドレス） chihuku@mz.pref.chiba.lg.jp



〔調査票〕

4 その他

- 非稼働病棟とは、病床がすべて稼働していない病棟（令和2年7月1日までの1年間に一度も入院患者を収容しなかった病床のみで構成される病棟）を指します。
- 令和2年7月1日現在、該当病棟の再稼働や廃止により非稼働病棟が存在しない場合、“該当なし”として上記アドレスに連絡をいただきますようお願いいたします。
- 電子メールでの提出やパソコンの使用が困難な場合は、FAXや郵送等で御提出ください。
- 本調査の集計結果は、県内各地域で開催する地域医療構想調整会議において示すことといたします。

【 問合せ先 】 〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1
千葉県健康福祉部健康福祉政策課 地域医療構想推進室 松田
TEL 043-223-2457 FAX 043-222-9023